

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	IASB 概念フレームワークの「表示及び開示」と情報セットアプローチ
Author(s)	長濱, 照美
Citation	広島大学マネジメント研究, 21 : 63 - 77
Issue Date	2020-03-26
DOI	
Self DOI	10.15027/48993
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048993
Right	Copyright (c) 2020 by Author
Relation	



IASB 概念フレームワークの「表示及び開示」と 情報セットアプローチ

“Presentation and Disclosure” on the IASB’s Conceptual Framework and Information Set Approach

長 濱 照 美
Terumi Nagahama

要 約

IASBの改訂版の概念フレームワークにおける新設章「表示及び開示」で、包括利益の概念が導入された。本稿の目的は、①当該新設章「表示及び開示」において、情報セットアプローチは採用されているか、②情報セットアプローチと包括利益の概念及び包括利益計算書はどのような関連性を有するか、以上を明らかにすることである。考察の結果、①に関して、「表示及び開示」における規定に情報セットアプローチの特質がみられた。②に関して、英国における包括利益の概念の導入と包括利益計算書の開発は、情報セットアプローチを構成する思考の導入と並行して行われたことが明らかとなった。以上より、IASBの単独開発となった概念フレームワークの「表示及び開示」に、英国の情報セットアプローチの影響が残存していると結論付けた。

キーワード：情報セットアプローチ、概念フレームワーク、IASB、表示及び開示、包括利益、包括利益計算書、英国、業績報告、FRS3

1. はじめに

2018年3月にIASB (International Accounting Standards Board, 国際会計基準審議会) より改訂版の概念フレームワークである「財務報告に関する概念フレームワーク (Conceptual Framework for Financial Reporting)」が公表された。この改訂版の概念フレームワークでは新設章として、第7章「表示及び開示 (presentation and disclosure)」が制定された¹。この第7章において、包括利益の概念が新しく導入された。

もともと、包括利益の概念は共同プロジェクトにおいて議論されてきた²。IASBは英国ASB (Accounting Standards Board, 会計基準審議会) と業績報告プロジェクトを発足させた。そののち、米国FASB (Financial Accounting Standards Board, 財務会計基準審議会) と財務諸表の表示プロジェクトを発足させている³。そして、包括利益の概念はIASB単独の改訂による概念フレームワークで公表されることとなった (山下,

2015, 76頁)⁴。

¹ IASBの概念フレームワークにおける「表示及び開示」の草案は、2013年の討議資料 (discussion paper) よりみられる。

² IASBの業績報告プロジェクトはASBとのパートナーシップのもと、2001年に検討事項に加えられた (山下, 2015, 79頁)。辻山 (2004, 2頁) によると、プロジェクトでは「表示形式」の検討が意図されていたが、業績や利益とは何かという問題も議論されることになった。

³ 山下 (2015, 76頁) によると、業績報告プロジェクトは2004年にFASBとの共同プロジェクトへと移行し、2006年には財務諸表の表示プロジェクトへと名称変更した。この成果として2007年に、IAS (International Accounting Standards, 国際会計基準) 第1号「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」が改訂された (秋葉, 2018, 148頁, 山下, 2015, 76頁)。改訂版のIAS第1号では、包括利益の表示についての改正を行っている (辻山, 2008, 40頁, 岸川, 2015, 81頁, 秋葉, 2018, 148頁)。

⁴ なお、岩崎 (2017, 48-49頁)、国田 (2018, 23頁) によると、IASBは2012年に「開示に関する取り組み」プロジェクトを開始している。IASBの概念フレームワークの改訂プロジェクトは、この「開示に関する取り組み」プロジェクトに関連するものと位置付けられていた (岩崎, 2017, 49頁)。

IASBとASBの共同プロジェクトは、ASBの主導のもとに進められていた⁵。このプロジェクトでは「情報セット (information set)」アプローチが採用されていた(菅野, 2005, 75頁, 斎野, 2008, 89頁)。

では、IASBの改訂版の概念フレームワークにおける第7章「表示及び開示」で、情報セットアプローチは採用されているのだろうか。採用されている場合、情報セットアプローチと包括利益の概念、包括利益計算書はどのような関連性を有するか。本稿ではこれらの内容を明らかにすることを目的とする。

これらを明らかにすることは、情報セットアプローチではなく、ボトムラインアプローチを、包括利益ではなく純利益を堅持してきた我が国の会計実務に有益であると考え⁶。

2. 情報セットアプローチの様々な解釈と採用例

2.1 FRS第3号の解釈

ASB公表のFRS (Financial Reporting Standard, 財務報告基準) 第3号「財務業績の報告 (Reporting Financial Performance)」において情報セットアプローチが採用された。

情報セットアプローチを取り上げた先行研究に、菊谷 (1994), Davies *et al.* (1997), 辻山 (2000, 2002), Acker *et al.* (2002), 斎野 (2003, 2004, 2006, 2008), 菅野 (2005), L. Stephen (2006), 浅倉 (2007), Eierle and Schultze (2013), 西山 (2016) 等がある。

Davies *et al.* (1997, p.1259) によると、FRS第3号の公開草案であるFRED (Financial Reporting Exposure Draft, 財務報告公開草案) 第1号「財務諸表の構造——財務諸表の報告—— (The Structure of Financial Statements: Reporting of Financial Statements)」は1991年に公表され、多くのコメントを受けたにもかかわらず、ほとんど変更されることなくFRS第3号として公表された。FRS第3号の背景や目的について、FRED第1号ではなくFRED第22号「財務報告基準第3号『財務業績の報告』の改訂 (Revision of FRS3 “Reporting Financial Performance”)」やSPFR (Statement of Principles for Financial Reporting, 財務報告原則書) を取り上げる先行

研究があるのはこのためと考える。

FRS第3号の先行研究には次のようなものがある。浅倉 (2007) は、FRS第3号の前提にある会計思考をFRED第22号から明らかにする手法を採用している。SPFRの視点からの先行研究には菊谷 (1994, 4-5頁), 辻山 (2000, 638-639頁) 等がある。菊谷 (1994, 4-5頁) では、FRS第3号における主要財務諸表について、ASBがSPFRの開発に至った経緯と関連させた説明がなされている。辻山 (2000, 636-641頁) によると、FRS第3号とSPFRにはASBの一貫した主張があった。

2.2 「情報のセット」の解釈

前述のとおり、情報セットアプローチはFRS第3号において採用された。この情報セットアプローチは、FRS第3号の「会計基準の成立経緯」の第Ⅲ項で、「業績を単一の数値に要約することはできないと考え、業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」と規定されているアプローチである⁷。

前項で確認したとおり、FRS第3号はいくつかの視点から解釈されている。FRS第3号における情報セットアプローチについても同様である。例えば、Acker *et al.* (2002) はFRS第3号による開示情報の拡大がアナリストのEPS予測値の精度に影響を及ぼすかを検証している。Acker *et al.* (2002, p.195) によるとFRS第3号が要請したのは、「より広範な情報のセット (wider information set)」であり、それは情報利用者に現在の適正な業績評価と将来の業績評価予測に資する情報を提供するものである。また、Stephen (2006, p.1111) はFRS第3号による開示情報の拡大がもたらす証券市場への効果を検証しており、そのなかで、FRS第3号がもたらし

⁵ IASBによって進められていたASBとの業績報告に関する共同プロジェクトは実質的にはASBの主導のもとに進められていたため、ASBとのプロジェクトを解消するまでは英国の財務業績報告と類似する特徴を有している(斎野, 2004, 116頁)。

⁶ 理由として、例えば、IASBの概念フレームワークを理解することは、我が国企業にとって任意適用であるIFRS (International Financial Reporting Standards, 国際財務報告基準) を採用するか否かの判断基準のひとつとなることが挙げられる。

⁷ 本項では英国FRS第3号に関して、田中・原 (1994) を参照している。

た「情報のセットという視点 (information set perspective)」は会計基準の設定において英国のみならず米国においても採用されているとしている。

また、情報セットアプローチは具体的に、概念フレームワーク、会計システム、個別財務諸表等へ採用されている。

西山 (2016, 111頁) によると、IASB の概念フレームワークにおいても情報セットアプローチが採用されている⁸。これは、「情報のセット」という言葉に着目するものである。「情報のセット」という言葉は、「一般目的財務報告の目的」における規定において用いられている。

Eierle and Schultze (2013, p.162) はこのIASB の概念フレームワークにおける「情報のセット」について考察している。Eierle and Schultze (2013, p.162) によると、投資家、融資者、その他債権者は同一の意思決定をしないため最適な会計システムを構築することは難しく、彼らの意思決定や優先する事項について制限的に仮定することが必要である。それは、彼らが様々な選択肢から選んで意思決定を行うことを可能にすることから、IASB も FASB も最大多数のニーズを満たす情報のセットの提供を目指していたのである (Eierle and Schultze, 2013, p.162)。

情報セットアプローチの採用例にはそのほかに、実質単位システムがある。齊野 (2004, 119-120頁) によると、実質単位システムは情報セットアプローチのもとで利益操作を排除するために提唱されたものであり、「豊富な情報のセット (a broad set of information)」を提供するものである。代表的な論者に D. Tweedie や G. Whittington、代表的な採用例に『ソロモンズ・レポート (Solomons Report)』がある (齊野, 2004, 118頁)。

以上より、情報セットアプローチという言葉自体がより多くの情報を情報利用者に届けると解釈され、様々なかたちで採用されている。

ここにおいて、情報セットアプローチはそもそも、FRS 第3号で採用されたものであることに着目したい。そこで、次節では FRS 第3号の規定に立ち返り、その定義や前提を確認する。

3. FRS 第3号における情報セットアプローチ

3.1 情報セットアプローチの前提と定義

1992年、ASB は FRS 第3号を公表した。前述のとおり、この FRS 第3号において情報セットアプローチが採用された。情報セットアプローチは FRS 第3号の「会計基準の成立経緯」において、その説明がなされている。

まず、その定義を確認する。「会計基準の成立経緯」の第iii項で、「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する情報セットアプローチ」とある。つまり、情報セットアプローチは「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」ものである。

ここにおいて、この定義には前提がある。それは、「当審議会は複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできないと考えた」ことである。これは定義の直前にある文章である。

ASB が複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできないとした経緯について確認する。第ii項では、FRS 第3号の公表前、1991年に公開草案の公表があったことが示されている。それは、前述の FRED 第1号である。そして、第iii項で FRS 第3号が「公開草案第1号の基本的な特徴、とりわけ単一の業績指標を重視するこれまでの考え方を転換するという点を受け継いでいる」ことを示している。

すなわち、「公開草案第1号の基本的な特徴、とりわけ単一の業績指標を重視するこれまでの考え方を転換するという点を受け継いでいる」ことを示したのちに、前述の「当審議会は複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできないと考え、業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する情報セットアプローチを採用した」と説明されている。

換言すれば、情報セットアプローチの「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」考え方は、「単一の業績指標を重視するこれまでの考え方」を転換するために導入された。複雑な組織

⁸ 具体的には「IASB は、財務報告基準を開発するにあたって、主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報のセットを提供することを目指す」との記述である。2018年の改訂版の概念フレームワークにおいても同様の規定がある。

の業績を単一の数値に要約するという考え方が、問題視されたのである。

ここにおいて、業績の報告書における最終行、ボトムラインに着目する考え方がある。これは、換言すれば、単一の業績指標に着目するものである。斎野（2008, 89-90頁）によると、損益計算書の最終数値である純利益に重点を置く考え方をボトムラインアプローチと呼ぶ。

前述のとおり、情報セットアプローチは「単一の業績指標を重視するこれまでの考え方」を転換し、「複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできない」とするものである。FRS 第3号より前は、損益計算書で業績が報告されていた。つまり、情報セットアプローチは業績報告のアプローチをボトムラインアプローチから転換するために採用された。

実務ではどのような問題点が存在していたか。第i項によると、損益計算書上の異常損益項目の処理に関して実務の多様性があった。第iv項では、1株当たり利益の計算における経営者の主観的な判断について指摘している。異常損益項目に何を含めるか、何を除外するかによって1株当たり利益の数値に恣意性が介入していた。「単一の業績指標を重視するこれまでの考え方」は、このような実務の状況を招いた。これは、ボトムラインアプローチが招いた問題である。

結果として、第iii項にあるように、「財務業績を構成する大切な基本要素の意義を不明瞭なままにしてきた」というASBの判断につながった。そして、「複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできない」とし、「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する情報セットアプローチ」が採用された。

以上より、次のことが言える。ボトムラインアプローチは、単一の業績指標を重視する考え方であり、複雑な組織の業績を単一の数値に要約するものである。一方で、FRS 第3号が採用した情報セットアプローチは、その前提として「複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできない」とし、定義として「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」ものである。FRS 第3号はボトムラインに着目することに異を唱えたのである。そして、情報セットアプローチは、従来のボトムラインアプローチを撤廃するために採

用された。

3.2 情報セットアプローチの特徴

浅倉（2007, 7頁）によると、情報セットアプローチが採用される場合、情報利用者は単なる情報の受け手ではなく、情報に対し「積極的な働き手」となる。

FRS 第3号の「会計基準の成立経緯」第v項では、情報利用者の主体性を次のように促している。具体的には、「この財務報告基準が財務諸表の本体または注記において開示することを要請している情報を利用すれば、財務諸表の利用者はいずれの見出し（headline）項目の数値でも、必要な業績尺度に変えることができるはずである」としている。

また、同項で、「変化する状況のもとでは、何が重要な構成要素であるかを識別するのは、財務諸表の利用者である」とし、これに続けて「これが情報セットアプローチの特徴である」としている。

情報セットアプローチのもとで想定されている情報利用者は、積極的に構成要素を含む情報を利用し、必要な業績指標を得る情報利用者である。換言すれば、FRS 第3号における情報セットアプローチは、構成要素を含む財務諸表本体における情報および注記における情報を利用するよう、情報利用者に要請している。そして、これらを利用すれば、情報利用者が各自にとって必要な業績尺度を得ることができるはずだとしているのである。

このように、情報セットアプローチのもとでは主体性を有する情報利用者が想定されている。彼らは、構成要素を積極的に分析することが求められる。したがって、単一の指標を強調して提供することは、情報セットアプローチのもとで想定されている情報利用者の情報に対する要求を満たすものではない。

ASBが情報セットアプローチを採用し、情報利用者に主体性を要請している理由は次のとおりである。FRS 第3号によって代替されたSSAP（Statement of Standard Accounting Practice, 会計実務基準書）第6号「異常損益項目及び過年度修正（Extraordinary Items and Prior Year Adjustments）」と、FRS 第3号によって修正さ

れたSSAP第3号「1株当たり利益(Earnings Per Share)」に起因し、実務上の問題点が生じていた。その実務の状況について、FRS第3号の規定には情報利用者に対する批判が第iii項、第iv項および第v項にある。

第iii項では、「従来は損益計算書上のある数値、例えば税引き前利益とか1株当たり利益をあまりにも安易に利用してきた」との指摘がある。「あまりにも安易に利用」してきたのは情報利用者であるから、これは情報利用者への批判を示すものである。

第iv項では、「これまでのSSAP第6号のアプローチでは、財務諸表の利用者は1株当たり利益の背後にある恣意性をはっきり知ることができず、何を含め何を除外したかに関する財務諸表作成者の主観的な判断について十分な情報がないままに、計算された数値を無批判に信頼することも多かった」と指摘している。これは、財務諸表の作成者の主観的な判断への批判と、1株当たり利益の数値を無批判に信頼する情報利用者への批判を示すものである。

このようにFRS第3号は、従来の会計基準のもとでの情報利用者の意思決定プロセスに対し批判を示している。また、FRS第3号では第v項で、FRS第3号のもとにおいて生じ得る、避けるべき事態を示している。それは、「利用者が損益計算書または総認識利得損失計算書に記載された見出し項目の数値に特別な関心を払い、その数値を構成している内容を吟味しないような事態」と説明されている。

第v項で情報セットアプローチの特徴は利用者に構成要素を主体的に選択させるものである旨を示したあと、このような記載がなされている。そして、見出し項目の数値を構成する内容を吟味するよう、情報利用者へ促している。なお、総認識利得損失計算書については後述する。

以上より、FRS第3号における情報セットアプローチは、情報利用者へ主体性を要請している。これは、情報セットアプローチの特徴のひとつである。具体的には、業績の構成要素を分析することを含め、情報を積極的に利用し、必要な業績指標へと変換することを求めるものである。

第3節第1項および第2項ではFRS第3号における情報セットアプローチの前提、定義および

特徴のひとつを明らかにした。次項以降では、情報セットアプローチと包括利益の概念、包括利益計算書について考察する。

3.3 包括利益の概念と総認識利得損失計算書の導入

FRS第3号は二つの特徴を有すると言われる。ひとつが情報セットアプローチ、もうひとつが総認識利得損失計算書である(中屋, 2013, 96頁, 西山, 2016, 108頁)。総認識利得損失計算書は情報セットアプローチとともに新しく導入されたものである。両者はどのような関連性を有するか。

まず、総認識利得損失計算書について概観する。前田(2006, 39頁)によると、米国では1980年に包括利益の概念が導入され、英国ではFRS第3号の総認識利得損失計算書において包括利益に相当する内容が示されている。

なお、英国の会計基準は改訂され、改正前の英国GAAP(Generally Accepted Accounting Practice, 一般に公正妥当と認められた会計基準)のもとで作成されていた総認識利得損失計算書は包括利益計算書へと置き換わっている(三浦・江澤, 2014, 59頁, 82-83頁, 92頁)。毛利(2015, 76頁)によると、英国は世界に先駆けて包括利益の概念を導入した国である。

以上より、FRS第3号の特徴のひとつである総認識利得損失計算書は包括利益計算書であり、包括利益の概念を示すものである。包括利益の概念は情報セットアプローチとともに、FRS第3号において導入されたのである。

ここにおいて、情報セットアプローチの導入理由として、異常損益項目を挙げる先行研究がある。異常損益項目と実務上の問題及びこれへの対処策については、FRS第3号で明確に示してある。「会計基準の成立経緯」では損益計算書における異常損益項目の処理とこれに起因する問題が、幾度か指摘されているのである。例えば、第i項では、「損益計算書上、明らかに類似の事象を正常な項目として処理したり、あるいは異常損益項目として処理するなど多様な取り扱いがみられた」ことが示されている。

FRS第3号はSSAP第6号における異常損益項目とSSAP第3号における1株当たり利益の計上に関する問題へ対応した。結果、第iv項にあ

るように、「1株当たり利益は包括主義による利益をもとに計算されるようになる」との展望が示されている⁹。

以上より、FRS第3号の規定だけをみると、情報セットアプローチの導入は、主に実務における損益計算書上の問題に対応するものであるかのように思われる。そこで、まず、総認識利得損失計算書に関する先行研究を確認する。

前田(2006, 39頁)によると、包括利益が示される総認識利得損失計算書は、情報セットアプローチにみられる多様な情報開示を目指す動向のなかにあった。また、辻山(2000, 640頁)によると、FRS第3号における総認識利得損失計算書の導入の目的は各国に先駆けた包括主義的な業績報告の制度化であった。つまり、総認識利得損失計算書は開示情報の拡大の要請に対応するために導入された。

それは、FRS第3号における規定においても、開示情報の拡大の要請に対応するものとなっていることが確認できる。例えば、「会計基準の成立経緯」第ii項に、次のような規定がある。「積立金に直接加減される項目」について、「財務業績の表示法を大幅に変更することを提案した」との箇所である。この「積立金に直接加減される項目」は、総認識利得損失計算書で開示される項目である¹⁰。

辻山(2000, 635頁)によると、総認識利得損失計算書が導入された理由は、それまで積立金に直接加減されてきた項目のうち資本的取引以外の項目を、財務業績を表す基本財務諸表において網羅的に開示し、情報の透明性を高め情報ニーズの多様化に対応することであった。

以上より、総認識利得損失計算書の導入は情報開示の拡大の要請に応えるものであった。従来は財務業績として開示されてこなかった項目、いわゆるその他の包括利益と類似する項目を、総認識利得損失計算書は開示するものであった。

ここにおいて、FRS第3号の「会計基準の成立経緯」には、次のような要請がある。それは、総認識利得損失計算書についても「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」情報セットアプローチに基づいて、第v項「その数値を構成している内容を吟味」し、分析することである。そこで、情報セットアプローチと総認識利得損失

計算書の関連性について次項以降で考察する。

3.4 情報セットアプローチの前提と総認識利得損失計算書の関連性

FRS第3号における情報セットアプローチが、情報利用者の主体性を要請していることは確認したとおりである。前項より、総認識利得損失計算書に関しても情報セットアプローチは同様の要請を行っている¹¹。

では、情報セットアプローチの前提と定義は、総認識利得損失計算書とどのように関連するのか。まず、情報セットアプローチの前提について再度確認する。

情報セットアプローチの前提は、「複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできない」とするものであった。菊谷(2001, 47頁)によると、総認識利得損失計算書は損益計算書とともに、多元的な財務業績を開示するものである。

図表1と図表2はFRS第3号における損益計算書と総認識利得損失計算書の開示例である。総認識利得損失計算書は損益計算書に計上される当期利益から始まり、固定資産の未実現項目等を加減し、いったん「当期認識利得および損失」を計上したのち、前期損益修正を加減し、最終的に「期首以降に認識した利得および損失」を示す構造となっている。

FRS第3号における規定上、損益計算書だけでなく総認識利得損失計算書にも財務業績が計上されている。

以上より、総認識利得損失計算書は情報セットアプローチの前提である「複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできない」ことを満たしている。

⁹ SSAP第6号でも損益計算書における包括主義が目指された。これは、損益計算書における当期業績主義と包括主義の論点である。しかし、SSAP第6号の目指す包括主義は機能しなかった。そこで、FRS第3号では本文にあるような規定をもって包括主義が目指された。

¹⁰ 具体的には固定資産の再評価損益、投資有価証券の未実現利得または損失、外貨建純投資の換算差額がある。

¹¹ 前述のとおり、FRS第3号の「会計基準の成立経緯」では、「好ましくない事態」として「利用者が損益計算書または総認識利得損失計算書に記載された見出し項目の数値に特別な関心を払い、その数値を構成している内容を吟味しないような事態」が指摘された。そして、情報セットアプローチに基づく主体的な分析を、総認識利得損失計算書にも要請した。

図表 1 : FRS 第 3 号における損益計算書の開示例

損益計算書			
	1993	1993	1992
			(再表示)
			単位 : 百万ポンド
売上高			
継続事業部門	550		500
買収部門	50		
	600		
閉鎖事業部門	175		190
		775	690
売上原価		(620)	(555)
売上総利益		155	135
営業費用		(140)	(83)
営業利益			
継続事業部門	50		40
買収部門	6		
	56		
閉鎖事業部門	(15)		12
一) 1992年引当金取崩額	10		
		51	52
継続事業部門の固定資産売却益		9	6
閉鎖予定事業部門の引当損			(30)
閉鎖事業部門売却損	(17)		
一) 1992年引当金取崩額	20		
		3	
利息控除前経常利益		63	28
支払利息		(18)	(15)
税引前経常利益		45	13
経常利益に対する税金		(14)	(4)
税引後経常利益		31	9
少数株主持分		(2)	(2)
[異常損益項目加減前利益]		29	7
[異常損益項目] (記載場所のみ示す)		—	—
当期利益		29	7
配当金		(8)	(1)
当期留保利益		21	6
一株当たり利益		39p	10p
修正		Xp	Xp
[箇条書にし適切な説明を示す]			
修正一株当たり利益		Yp	Yp
[修正一株当たり利益を計算した理由を示す]			

(ASB (1992, p.42), 田中・原 (1994, 191頁) に基づき筆者作成)

図表 2 : FRS 第 3 号における総認識利得損失計算書の開示例

総認識利得損失計算書		
	1993	1992
		(再表示)
		単位 : 百万ポンド
当期利益	29	7
固定資産の再評価による未実現評価益	4	6
投資有価証券の未実現利得 (損失)	(3)	7
	30	20
外貨建純投資の換算差額	(2)	5
当期認識利得および損失	28	25
前期損益修正 (注記Xで説明)	(10)	
期首以降に認識した利得および損失	18	

(ASB (1992, p.44), 田中・原 (1994, 193頁) に基づき筆者作成)

3.5 情報セットアプローチの定義と総認識利得損失計算書の関連性

前項で、総認識利得損失計算書は情報セットアプローチの前提を満たしていることが明らかとなった。情報セットアプローチの定義は、「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」ものである。では、総認識利得損失計算書と情報セットアプローチの定義はどのような関連性があるのだろうか。

菊谷（1996，47頁）によると、財務業績の構成要素の区分表示は、FRS 第3号よりも前から存在する。総認識利得損失計算書は財務的富変動計算書の理念と様式を踏襲している（菊谷，1996，47-48頁）。それは、1988年にICAS（The Institute of Chartered Accountants of Scotland，スコットランド勅許会計士協会）より公表された討議文書（discussion document）『会社報告書の改善（*Making Corporate Reports Valuable*）』、通称『マクモニーズ・レポート（*McMonnies Report*）』において提案された計算書である。そこで、財務的富変動計算書について考察する。

財務的富変動計算書を扱う理由について、前述以外の理由を示す。それは、Tweedie の影響力である。Tweedie は ASB 及び IASB の初代議長である。1990年、Tweedie は ASB の設立とともに、その議長に就任した。2001年に IASC（International Accounting Standards Committee，国際会計基準委員会）が IASB へ移行した際、Tweedie は IASB の初代議長に就任した。

また、IASB に対するそれだけではなく、英国国内における Tweedie の影響力は、よく言及されている。例えば、Davies *et al.*（1997，p.87）によると、1990年代における ASB の会計制度の改善と開発は、『マクモニーズ・レポート』から影響を受けている。Tweedie はこの『マクモニーズ・レポート』の執筆メンバーの一人である。

Tweedie の ASB 時代の見解は、議長就任前の様々なプロジェクトから影響を受けていると考えられる。それは、Tweedie が1980年代に参画したプロジェクトのひとつである『マクモニーズ・レポート』における提案に関しても同様である。

以上の理由より、『マクモニーズ・レポート』における提案のひとつである財務的富変動計算書を扱う。

4. 財務的富変動計算書と情報セットアプローチ

4.1 ボトムラインアプローチに対する見解

本節では財務的富変動計算書と情報セットアプローチの関連性に接近する。

『マクモニーズ・レポート』は9章構成である¹²。第4章では、FRS 第3号とほぼ同様の内容を指摘している。それは、ボトムラインに着目することへの懸念である。そこで、『マクモニーズ・レポート』における財務的富変動計算書を考察する前に、このボトムラインに対する見解を確認する。

第4.7項では利益または損失というひとつの指標を生み出すことに言及している。ひとつの指標を生み出すことは、作成者と情報利用者を「ボトムラインへの執着・強迫観念（bottom-line obsession）」へ導いていると指摘している。それは、『マクモニーズ・レポート』によると、利益または損失というひとつの指標だけでなく、それから算出される1株当たり利益への関心が集中していることを意味する。

これに続けて同項では、こうした「ボトムラインへの執着・強迫観念」は、企業の経済的実態の理解を困難にするとの指摘がある。何故ならば、「ボトムラインへの執着・強迫観念」は企業の経済的実態の理解に必要な財務的富（financial wealth）と業績に対する視点をそらすものだからである。さらに、短期的な視点をもたらしており、その視点が異常損益項目や例外的項目に関する多くの議論を発生させていると指摘している。

以上より、『マクモニーズ・レポート』では損益計算書上で作成者がボトムラインを生み出すこと、作成者と情報利用者がそれに固執すること、これらが、企業の経済的実態の理解を阻むなどの問題を生起させているとしている。

4.2 構成要素を重視する思考

問題視されたのは、前項で示したいわゆるボト

¹² 第1章は「背景」、第2章と第3章は「利用者の選定と彼らのニーズの把握」、第4章は「外部報告財務諸表の問題点」、第5章は「問題に対する解決策」となっている。第6章は「資産と負債の評価」について、第7章は「新しい報告のパッケージ」について示してある。第8章は「結論」を述べている。第9章は論点ごとの「索引」が示されている。

ムラインアプローチだけではない。従来の財務諸表の問題点も言及されている¹³。

第4.5項から第4.19項は「業績 (performance)」と題する項である。そのうち、「収益の認識 (Recognition of Income)」と題する区分が第4.5項から第4.7項までである。

貸借対照表と損益計算書の問題点について、『マクモニーズ・レポート』においては具体例をもって説明されている¹⁴。第4.5項において、「資産の価値上昇による富の増加があっても、減価償却によって損益計算書上では逆の影響 (adverse effect) が起こる」としている。また、損益計算書に関しては、「企業の財務的富の増加を反映していない」との指摘がある。さらに、「一方で、未実現の損失は損益計算書に計上されるため、結果として企業は下落傾向に見える」とし、「慎重性は真実への壁となっている」としている¹⁵。

第4.8項と第4.9項は「収益の構成要素 (Components of Income)」と題する区分である。第4.8項では現行の損益計算書は財務的富の変動の原因を示していないとある。そして、第4.9項では企業の財務的富の増減は下記6項目の構成要素から成るとしている。

- (a) 継続事業からの収入および支出
- (b) 廃止事業からの収入および支出
- (c) 企業の主要事業分野での異常な事象 (unusual events) からの利得および損失
- (d) 資産の除去による利得および損失
- (e) 資産の未実現の利得および損失
- (f) 前期以前の未認識の利得および損失

第4.9項ではこれらの項目に関して、(a) から (d) までの4項目は損益計算書に計上されているが、(e) と (f) にかんしては例えば、企業が資産の再評価を行い積立金に直入する一方で、損益計算書上では損失が発生していることを指摘している。

着目すべき点は、第4.9項で前述の内容に続けて、「現行の損益計算書は一会計期間におけるすべての利得および損失が示されていないという点において正常に機能していない」と指摘していることである。さらに、「企業の財務的な富の包括的な (all-inclusive) 変化を描写するには、すべ

ての項目が開示されなければならない」としている¹⁶。

4.3 業績のすべての構成要素の開示による対応

本節ではFRS第3号における情報セットアプローチの導入の前提にある問題意識と同様の視点が『マクモニーズ・レポート』にみられることを確認した。それは、ボトムラインに着目することへの問題意識であった。『マクモニーズ・レポート』では、ボトムラインアプローチが異常損益項目等の議論を助長していると指摘された (図表3参照)。

前述のとおり、第4.7項では、「ボトムラインへの執着・強迫観念」は異常損益項目と例外的項目に関する議論を引き起こしていることを指摘している。これに続く第4.8項では、損益計算書は財務的富の変動の原因を描写していないと指摘している。第4.9項では、「企業の財務的富の増減を構成する項目」として6つの構成要素を挙げている。そして、6つの構成要素を勘案して提案された計算書が、財務的富変動計算書である (図表4参照)。

『マクモニーズ・レポート』の第5.12項「利益の構成要素」では第4.9項において示した問題に関して、追加の計算書で早速に対応することができるとある。また、将来的には、第7章で示す操

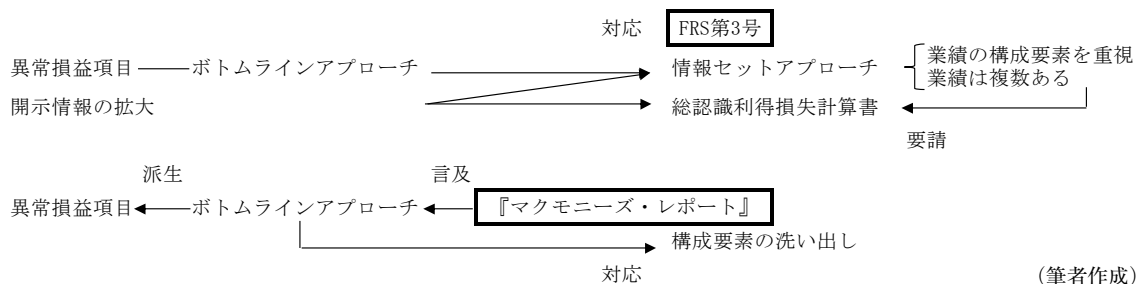
¹³ 現行の財務報告の問題点は次のように指摘されている。第4.20項では現行の財務諸表は分かりにくいものとなっていると指摘している。財務業績を報告するにあたり、二点の視点が示されている。一点目は評価基準が統一されていないことによる貸借対照表の機能不全とこれの損益計算書への悪影響、二点目は損益計算書上における未実現項目等の問題である。

¹⁴ 第4.1項では損益計算書において現実的な損益が示されていないとの言及がある。それは企業の財務的富の変動の多くが損益計算書から省略されているためである、と説明されている。同項第4.1項では貸借対照表に関して、費用、評価、調整勘定のごった煮 (hotchpotch) であるとし批判している。第4.4項では様々な評価基準が存在することを指摘しており、貸借対照表は理解に苦しむものであるとしている。

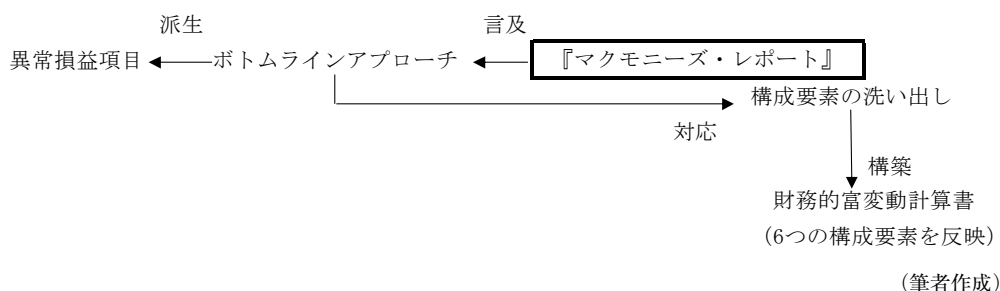
¹⁵ そのほかにも、収益や剰余金、のれん、流動資産、減価償却などの言葉、採用されている概念に対して、利用者の理解不足により、現行の財務諸表の理解可能性が低下しているとある。

¹⁶ これは、第4.1項における指摘、「損益計算書において現実的な損益が示されていない」との言及と照らすと、すべての利得および損失の開示が、現実的な損益の開示となることを示すものである。また、すべての利得および損失の計上は財務的な富の包括的な変化の開示であることを意味している。

図表3：FRS第3号と『マクモニーズ・レポート』における対応の比較



図表4：『マクモニーズ・レポート』におけるボトムラインアプローチへの対応



業計算書と財務的富変動計算書で対応することができるとしているのである。

以上より、『マクモニーズ・レポート』では、「ボトムラインへの執着・強迫観念」、つまり、ボトムラインアプローチの問題点に関し、財務的富変動計算書をもって対応した。損益計算書の不備を指摘し、財務的富の変動を構成する項目を6つ列挙した。この6項目すべてを把握し、財務的富変動計算書を構築することで、ボトムラインアプローチへの対応を試みた。次項では開示例を確認する。

4.4 財務的富変動計算書および情報セットアプローチにおける構成要素を強調する思考

『マクモニーズ・レポート』における操業計算書の開示例は図表5、財務的富変動計算書の開示例は図表6のとおりである。

ここにおいて、この財務的富変動計算書と情報セットアプローチの定義について考察する。情報セットアプローチの定義とは、「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」ことである。

損益計算書は企業の経済的実態を描写しておらず、財務的富の変動を描写する別の計算書が必要であるとされた。財務的富の変動を描写するため

に、6つの構成要素が挙げられた。財務的富変動計算書はこの6つの構成要素を計上するために構築された計算書である。

換言すると、財務的富変動計算書は構成要素を前提として構築された。このことは、財務的富変動計算書が情報セットアプローチの定義である「業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する」と親和性があることを示している。

以上より、総認識利得損失計算書がその理念と様式を受け継いだ財務的富変動計算書と情報セットアプローチの定義の関連性が明らかとなった。財務的富変動計算書は計上すべき構成要素から構築された計算書である。この構成要素を重視する思考は、情報セットアプローチの定義と同様のものである。

5. 考察

5.1 IASB 概念フレームワークの「表示及び開示」における規定

本項では、前節までの考察結果を踏まえ、IASBの新設章における規定を考察する。

2018年にIASBから改訂版の概念フレームワーク「財務報告に関する概念フレームワーク」が公表された。改訂版の概念フレームワークは第4.72

図表5：『マクモニーズ・レポート』における操業計算書の開示例

操業計算書	
継続事業からの損益	307,694
売上高	
控除：市場価値による期首棚卸資産	(63,535)
当期仕入高	(227,677)
市場価値による期末棚卸資産	51,092
	(240,120)
営業費用	(31,418)
	(271,538)
	36,156
受取配当金	920
非継続的事業からの損益	(726)
異常事象からの損益	1,000
前期損益修正のうち未処理分	(1,716)
	35,634
控除：法人税	(12,760)
操業により増加した財務的富	22,874

(ICAS (1988, para.7.22), 菊谷 (2002, 40-41頁) に基づき筆者作成)

図表6：『マクモニーズ・レポート』における財務的富変動計算書の開示例

財務的富変動計算書	
操業により増加した財務的富	22,874
上場有価証券の価値増加	1,111
社債の減少	4,991
	28,976
設備の価値減少	(1,089)
子会社株式の価値減少	(3,000)
車両の価値減少	(1,466)
棚卸資産の価値減少	(3,456)
	(9,011)
当該年度の分配可能な財務的富の変動額	19,965
分配額	(6,444)
	13,521
増資額	10,000
当該年度中の財務的富の変動額	23,521
市場資本化額	48,750

(ICAS (1988, para.7.24), 菊谷 (2002, 42頁) に基づき筆者作成)

項において、異なる性質の収益及び費用の発生を指摘し、それらは区分して情報提供を行うことが財務諸表の利用者にとって企業の財務業績を理解するのに役立つとしている。そして、第7章における第7.14項から第7.19項を参照するよう示してある。

第7章は改訂版の概念フレームワークにおける新設章のひとつである。それは、「表示及び開示」と題する章である。

第7章に属する第7.7項から第7.19項は「分類(classification)」となっており、このうち第7.14項から第7.19項は「収益と費用の分類(classification of income and expenses)」となっ

ている。

「収益と費用の分類」における第7.16項に着目する。第7.16項では、「報告対象期間における企業の財務業績として第一の情報源となるのは純損益計算書である」とし、「多くの利用者は純損益計算書において示される利益ないし損失について、これを主要な企業の財務業績とみなしたり、分析のスタート地点とみなしたりしている」としている。

これは、損益計算書¹⁷のボトムラインに着目し、

¹⁷ IASBは従来の損益計算書を純損益計算書としている。本稿では両者を区別する意図は特にない。

このボトムラインを財務業績とみなすボトムラインアプローチに依るものの存在を指摘していると解釈される。

なお、改訂版概念フレームワークでは包括利益の概念が導入された。第7.17項で、「一会計期間における企業の財務業績に関する主要な情報源は純損益計算書であるから、すべての収益および費用は基本的に純損益計算書に含まれるが、例外的な状況下で純損益計算書が、その期間における企業の財務業績について、より目的適合性を有する情報、もしくは忠実な表現を提供する場合、IASBは資産もしくは負債の現在価値の変化から生じる収益および費用はその他の包括利益とすることがある」としている。つまり、純利益と包括利益の概念の両方を容認している。

5.2 IASBの「表示及び開示」と情報セットアプローチの特質の比較

着目すべき点は、前項で示した第7.16項に続く規定である。具体的には、「企業の財務業績を理解するにはその他の包括利益に含まれる収益および費用を含めたすべての、認識された収益および費用の分析が要求される」としている箇所である。企業の財務業績を理解するには、すべての認識された収益と費用の分析を行わなければならない、としているのである。

換言すれば、第7.16項におけるこの規定は、その他の包括利益に含まれる収益および費用、つまり、構成要素に着目するよう指摘している。そして、それらを含むすべての認識された収益および費用、つまり、利益の構成要素に着目することも指摘している。そのうえで、企業の業績を理解するために、利益の構成要素の分析を情報利用者に要請しているのである。

ここにおいて、第3節前半の考察では、FRS第3号における情報セットアプローチの前提、定義および特徴のひとつを確認した。これと、IASBの改訂版の概念フレームワークにおける前述の規定を比較し考察する。

まず、情報セットアプローチの前提、定義および特徴のひとつについて再度確認したい。前提は、複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできないとするものであった。定義は、業績を構成するいくつかの重要な要素を強調すること

である。また、特徴のひとつに、構成要素に対する情報利用者の主体性の要請がある。それは、構成要素を積極的に利用し、必要な業績指標を得ることを促すものであった。

IASBの改訂版の概念フレームワークの第7.16項における規定は、前述のとおり、純利益と包括利益の概念を容認するものである。したがって、第7.16項の規定は、情報セットアプローチの前提である業績を単一の数値に要約しないという考え方にそうものとなっている。

また、第7.16項は前述のとおり、利益の構成要素に着目する規定となっている。したがって、第7.16項の規定は、情報セットアプローチの定義にある構成要素に着目する考え方と同様の考え方を有している。

さらに、第7.16項の規定は企業の業績を理解するためには、構成要素の分析が必要であるとしている。分析を行うものは情報利用者である。これは、情報セットアプローチの特徴のひとつである。構成要素に対する情報利用者の主体性の要請を満たすものである。

以上より、IASBの改訂版概念フレームワークの第7章「表示及び開示」の「収益と費用の分類」における第7.16項の規定は、FRS第3号における情報セットアプローチの特質を有する規定となっている。

5.3 包括利益及び包括利益計算書と情報セットアプローチの比較

前項では、IASBの改訂版の概念フレームワークにおける新設章である第7章「表示及び開示」において、FRS第3号の情報セットアプローチの特質がみられることを確認した。また、同章は、包括利益の概念を扱っている。

IASBの改訂版概念フレームワークの特徴のひとつに、包括利益の概念の導入がある。この包括利益の概念を導入する際、情報セットアプローチの特質がみられる規定が採用されている。包括利益の概念と情報セットアプローチには関連性があるのだろうか。

第3節後半では、まず、包括利益の概念と情報セットアプローチについて考察した。情報セットアプローチが導入されたFRS第3号では、総認識利得損失計算書が導入された。総認識利得損失

計算書は情報開示の拡大の要請にこたえるものであった。また、包括利益の概念を示す包括利益計算書であった。FRS 第3号は総認識利得損失計算書についても情報セットアプローチを適用するよう要請した。

包括利益の概念と情報セットアプローチは、FRS 第3号で同時に導入されている。IASBの改訂版概念フレームワークでも、包括利益の概念の導入において情報セットアプローチの定義、前提および特徴のひとつを有する規定が採用されているのである。両者はこのような関連性を有する。

IASBの改訂版の概念フレームワークにおける包括利益の概念の導入において、情報セットアプローチの特質がみられる規定となったことは、英国における情報セットアプローチの導入と親和性を有する。

第3節後半では、その次に、包括利益計算書と情報セットアプローチの定義について考察した。総認識利得損失計算書は損益計算書とあわせて複数の財務業績を示すものであり、情報セットアプローチの前提を満たすものであった。

第4節では、総認識利得損失計算書がその理念・様式を受け継いだとする財務的富変動計算書について考察した。

この財務的富変動計算書は開示すべき構成要素をもとに構築された計算書であった。つまり、構成要素を重視する思考を有していた。したがって、財務的富変動計算書は情報セットアプローチの定義を満たすものであった。

財務的富変動計算書は総認識利得損失計算書と同様に未実現の項目も開示するものであった。このような意味において、包括利益計算書としての性質を有している財務的富変動計算書において、情報セットアプローチの定義と同様の思考が確認された。

6. おわりに

本稿は、IASBの改訂版の概念フレームワークにおける新設章である第7章「表示及び開示」で、情報セットアプローチは採用されているか、採用されている場合、情報セットアプローチと包括利益の概念、包括利益計算書はどのような関連性を有するかについて考察した。

先行研究を確認し、FRS 第3号における情報

セットアプローチが様々な解釈され、採用されていることを確認した。そのうえで、情報セットアプローチが導入されたFRS 第3号に立ち返り、規定を確認した。FRS 第3号の情報セットアプローチの特質は前提、定義および特徴のひとつにあらわれていた。

IASBの改訂版概念フレームワークの第7章「表示及び開示」における規定を確認すると、FRS 第3号における情報セットアプローチの特質がみられた。

こうした結果から、IASBの改訂版の概念フレームワークにおいて情報セットアプローチが採用されていると、直ちに判断できるものではない。しかし、IASBは純損益計算書のボトムラインである純利益に着目する情報利用者の存在を指摘したうえで、純利益と包括利益の概念を容認し、情報利用者に主体的な構成要素の分析を促している。このことは、少なくとも、IASBの改訂版概念フレームワークにおける見解がFRS 第3号における情報セットアプローチの特質を肯定する結果となっていることを示している。

また、FRS 第3号では情報セットアプローチの導入とともに、総認識利得損失計算書によって包括利益の概念が導入された。IASBの改訂版の概念フレームワークにおいても、包括利益の概念の導入に際し、FRS 第3号の情報セットアプローチの特質がみられる規定が設けられた。情報セットアプローチと包括利益の概念はこのような関連性を有する。

さらに本稿では、英国の包括利益計算書と情報セットアプローチの関連性について考察した。英国の包括利益計算書である総認識利得損失計算書は、FRS 第3号の情報セットアプローチの前提である業績を単一の数値に要約することはできないという思考を満たすものであった。さらに、総認識利得損失計算書がその理念・様式を受け継いだ財務的富変動計算書は、FRS 第3号の情報セットアプローチの定義である構成要素を重視する思考と同様の思考から構築された計算書であった。FRS 第3号の情報セットアプローチと英国の包括利益計算書はこのような関連性を有する。

以上より、英国が培ってきた情報セットアプローチの思考は、IASBの改訂版の概念フレームワークにおける第7章「表示及び開示」に影響を

及ぼしているものと考える。

本稿はFRS第3号における情報セットアプローチに着目した考察を行った。今後の研究では、情報セットアプローチの原理・原則を明らかにしたい。

主要参考文献

Accounting Standards Board(ASB), 1992, *Financial Reporting Standard No.3 Reporting Financial Performance*. (田中 弘・原 光世訳 (1994) 『イギリス財務報告基準』中央経済社。)

Accounting Standards Steering Committee (ASSC), 1972, "Statement of Standard Accounting Practice No.3 Earnings Per Share," London, U.K.: ASSC.

Accounting Standards Steering Committee (ASSC), 1974, "Statement of Standard Accounting Practice No.6 Extraordinary Items and Prior Year Adjustments. London," U.K.: ASSC.

Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS), 1988, "Making Corporate Reports Valuable," Edinburgh: ICAS.

International Accounting Standards Board (IASB), 2018, "The Conceptual Framework for Financial Reporting," London, U.K.: IFRSF.

Acker D., J. Horton and I. Tonks, 2002, "Accounting Standards and Analysts' Forecasts: the Impact of FRS3 on Analysts' Ability to Forecast EPS," *Journal of Accounting and Public Policy* 21(3): pp.193-217.

Baxter, W. T., 1989, "Making that Report Still More Valuable: the Institute of Chartered Accountants of Scotland's document entitled Making Corporate Reports Valuable," *The Accountant's Magazine* 93(995): pp.22-24.

Davies, M., R. Paterson, and A. Wilson, 1997, "UK GAAP: Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom: fifth edition," London: Ernst & Young.

Eierle, B., and W. Schultze, 2013, The Role of Management as a User of Accounting Information: Implication for Standard Setting, *Accounting and Management Information System* 12(2): pp.155-189.

Stephen, L., 2006, "Testing the Information Set Perspective of UK Financial Reporting Standard No.3: Reporting Financial Performance," *Journal of Business Finance and Accounting* 33(7) (8): pp.1110-1141.

秋葉賢一 (2018) 『エッセンシャルIFRS 第6版』中央経済社。

浅倉和俊 (2007) 「英国における財務業績報告の展開——情報セットアプローチによるFRS3とFRED22の財務業績報告書——」『商学論纂』第48巻第5・6号, 中央大学商学研究会, 1-50頁。

岩崎 勇 (2017) 「IASBの概念フレームワーク——財務諸表における表示・開示を中心として——」『経済学研究』第84巻第4号, 九州大学経済学会, 45-62頁。

菅野浩勢 (2005) 「財務業績の報告に関する一考察——IASB提案の合理性——」『商学研究科紀要』第60号, 早稲田大学大学院商学研究科, 65-86頁。

菊谷正人 (1994) 「英国における新しい財務諸表」『国土館大学政経論叢』第90号, 国土館大学政経学会, 1-23頁。

菊谷正人 (1996) 「英国における会計の概念的フレームワーク——スコットランド勅許会計士協会の『マクモニーズ・レポート』を中心にして——」『国土館大学政経論叢』第97号, 国土館大学政経学会, 29-50頁。

菊谷正人 (2001) 「英国における総認識利得損失計算書」『企業会計』第53巻第7号, 39-48頁。

菊谷正人 (1988) 『英国会計基準の研究』同文館出版。

菊谷正人 (2002) 『国際的会計概念フレームワークの構築——英国会計の概念フレームワークを中心として——』同文館出版。

岸川公紀 (2015) 「包括利益計算書の構造と作成プロセスの問題点——その他の包括利益のライフサイクルに関わらしめて——」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』

- 第47号, 中村学園大学・中村学園大学短期大学部, 81-91頁。
- 国田清志 (2018) 「IASB 開示原則と IASB 概念フレームワーク——Non-IFRS の利益情報の開示のあり方——」『会計学研究』第44号, 専修大学会計学研究所, 21-38頁。
- 齋藤真哉 (2019) 「会計に対する歴史的パースペクティブの重要性」『会計』第195巻第1号, 49-63頁。
- 齊野純子 (2003) 「財務業績報告における情報セットアプローチの意義」『青森中央学院大学研究紀要』第5号, 青森中央学院大学経営法学部, 15-24頁。
- 齊野純子 (2004) 「イギリス財務業績報告の基本思考——情報セットアプローチによる利益操作の排除——」『企業会計』第56巻第6号, 116-122頁。
- 齊野純子 (2008) 「業績報告と利益概念の特徴と展開方向——コンバージェンスの理論的淵源を求めて——」『会計』第173巻第3号, 88-103頁。
- 齊野純子 (2006) 『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版。
- 辻山栄子 (2000) 「時価会計をめぐる2つの潮流」『武蔵大学論集』第46巻第3・4号, 武蔵大学学会, 623-647頁。
- 辻山栄子 (2002) 「事業用資産の評価(2)——再評価と投資不動産——」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 325-341頁。
- 辻山栄子 (2004) 「国際会計基準の争点——2つの利益概念をめぐる意見対立——」『商学研究科紀要』第59号, 早稲田大学大学院商学研究科, 1-14頁。
- 辻山栄子 (2008) 「収益認識と業績報告」『企業会計』第60巻第1号, 39-53頁。
- 辻山栄子 (2015) 「国際財務報告基準(IFRS)をめぐる理論的課題と展望」辻山栄子編著『IFRSの会計思考——過去・現在そして未来への展望——』中央経済社, 1-34頁。
- 中屋梨穂 (2013) 「会計上の包括利益概念に関する一考察」『近畿大学商学論究』第13巻第1号, 近畿大学大学院商学研究科, 93-104頁。
- 長濱照美 (2018) 「情報セットアプローチの萌芽としての付加価値計算書」『産業経理』第77巻第4号, 163-173頁。
- 西山徹二 (2016) 「利益計算の重要性の相対的低下——情報セット・アプローチの影響の考察——」『商学論纂』第57巻第3・4号, 中央大学商学研究会, 101-120頁。
- 藤井秀樹 (2018) 「会計はアートか科学か——会計の科学性を問う意味——」『会計』第194巻第5号, 1-15頁。
- 星野一郎 (2011) 『財務会計ルールの論理と政策——経済社会との交錯——』中央経済社。
- 前田貞芳 (2006) 「包括利益の開示と業績管理——会計の統合的展開を目指して——」『東京経大会誌経営学』第250号, 東京経済大学経営学会, 39-54頁。
- 三浦 洋・江澤修司/KPMG あずさ監査法人 (2014) 『英国の新会計制度』中央経済社。
- 毛利直規 (2015) 「当期純利益と包括利益の業績指標としての関係性についての一考察」『立教ビジネスデザイン研究』第12号, 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科, 73-86頁。
- 山下 奨 (2015) 「財務諸表の表示プロジェクト——財務諸表の表示(業績)プロジェクトの帰結の理由——」辻山栄子編著『IFRSの会計思考——過去・現在そして未来への展望』中央経済社, 75-109頁。
- 山田辰巳 (2014) 「資産負債アプローチの意味について(上)——どのように包括利益や当期純利益を決定するか——」『税経通信』第69巻第4号, 110-119頁。
- 米山正樹 (2015) 「概念フレームワークプロジェクト——純利益と「その他の包括利益」の分類基準をめぐる通年の検証——」辻山栄子編著『IFRSの会計思考——過去・現在そして未来への展望——』中央経済社, 35-74頁。